

1 制度の概要について

マイナンバーカードと運転免許証の一体化とは何ですか。	免許を受けようとする方や免許証を保有する方は希望することにより、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）でマイナンバーカードに免許情報を記録することができます。 免許証の持ち方は以下の3つから選択することができます。 ○免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）のみ ○マイナ免許証と従来の免許証の2枚持ち ○従来の免許証のみ ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナンバーカードと運転免許証を一体化させるメリットは何ですか。	マイナ免許証を保有した方については、以下のようなメリットがあります。 ○住所・氏名の変更手続がワンストップ化され、引っ越しに伴う住所変更や婚姻に伴う氏名の変更などがあった場合に、市区町村に届け出れば警察への届出が不要になる（マイナ免許証のみを保有する方が対象） ○講習区分が優良運転者講習又は一般運転者講習であれば、更新時講習をオンラインで受講することができる ○住所地以外の公安委員会の窓口で行う免許証の更新手続（経由地更新）が迅速化され、経由地更新の申請ができる期間が延長される ○免許証と比べ、更新手数料が安くなる
マイナ免許証を保有したい場合は、どこで手続ができますか。	住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で手続を行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナ免許証を保有したい場合は、いつ手続ができますか。	更新等の手続時に限らず、いつでも手続可能です。
免許証の保有形態をマイナ免許証のみにした場合、従来の免許証を保有することはできますか。	はい。マイナ免許証を保有している方が、従来の免許証を保有したい場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で、更新等の手続時に限らず、いつでも手続を行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許証の保有形態をマイナ免許証と従来の免許証にした場合、従来の免許証を返納したり、マイナ免許証から免許情報を抹消したりすることはできますか。	はい。マイナ免許証と従来の免許証の2枚を保有している方が、従来の免許証の返納やマイナ免許証からの免許情報の抹消を希望する場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で、更新等の手続時に限らず、いつでも手続を行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許情報はマイナ免許証の券面にも記載されるのですか。	いいえ。マイナンバーカードの券面に免許情報は記載されません。免許情報は、マイナンバーカードのICチップに記録されます。
マイナ免許証は日本国外で使用することはできますか。	マイナ免許証のみでは、マイナンバーカードの券面に免許証の情報が記載されないことから、マイナ免許証のみを保有した状態で日本国外で自動車等を運転することは控え、従来どおり各国の規制を踏まえた方法で運転してください。